恐れ乍ら書き上げ奉り候

　　　　　　　　　　　　河州丹北郡

　　　　　　　　　　　　　　　城連寺村

一、今般社寺御調べに付き当村安明寺の儀由緒委詳

　　書き上げ奉るべき旨、仰せ付けさせられ承知畏み奉り候、則左に申し上げ奉り候

一、当村安明寺儀観世音は元来和田楠の守佛に御座候

一、往古当所は冨田庄と唱え、和田孫三郎正継の住所に御座候て

　　家臣城連寺左衛門安明陣屋に指し置かれ、同人出家して

　　元中三寅年主人守本尊を一宇建立仕り安置奉り、同人の

　　名を取り、安明寺と号し、猶同人姓を取り城連寺村と唱え申し候

一、和田孫三郎正継楠家と心を合わせ

　　後醍醐天皇守護し奉る

　　南朝北朝御和睦の上三種の

　　神宝納め奉る

　　北朝へ後世々当村住居し仕り候、則其後後胤庄屋為治郎に

　　御座候、家系も所持仕り居り候

一、和田孫三郎正継義

　　後醍醐天皇守護し奉り候、訳合りにて御位牌其節奉祭せられ候

　　然るに其後凶賊乱入仕り火を放ち焼失仕り候に付き、去る安政四巳年九月

　　京都本願寺家老下間刑部卿と申す仁、古来の通り奇進奉り

　　申し呉れられ候

一、除地の儀、往古四畝六歩馬場先百拾間御座候処、宝永申元年

　　大和川違の節、召し上げられ其の替り当村領内冨田新田にて九間に

　　拾四間下し置かれ候、然れども居村より道遠く候に付き、居村御年貢地と

　　引き取り安■奉り候

右の通、昨年四月書き上げ奉り候処、追って沙汰及ぶべき旨仰せ渡され畏み置き奉り候、然るに

今に御沙汰御座無く候に付き、右事の通り其の侭当時御座候、此段御調べに付き

恐れ乍ら書き上げ奉り候、以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　右村

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年寄

　　　　　　　　明治四年　　　　　　　　　長谷川孫次郎

　　　　　　　　　　未三月二十七日　　　庄屋

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長谷川為治郎

堺縣

　御役所